の読み物を提供するために、特に障害者が必要としている点字本、ビデオやオーディオ、雑誌や新聞の出版を支持する政策が実施されなければならない。

2. 集団レクレーション活動は広く行われなければならない。都市の自治体、地方の町区、特殊学校、福祉関係企業、障害者団体は、障害者にも参加してもらえるような文化・芸術・健康・レクレーションなどさまざまな分野の健康的な活動を行わなければならない。障害者におけるスポーツファンの割合を１０％に、そして知的障害者が特殊競技に参加する人数を50,000人から500,000人にまで増やしたい。
3. 障害者による芸術が発展し、才能ある個人が養成されるべきである。特殊芸術委員会の働きで、中国障害者芸術団（China Disabled People's Performing Art Troupe）が国内や海外で公演できるようにするべきである。特殊学校の芸術部による国内の演劇祭や合同公演が企画されなければならない。
4. 障害者のスポーツのレベルは向上されるべきである。スポーツ行政部門は障害者のスポーツを指導し援助するよう、さらなる努力が必要である。そして障害者スポーツ協会が働かなければならない。障害をもつスポーツ選手のためのあらゆるレベルの訓練システムが作られ、スポーツ学校や総合大学、単科大学は計画的に障害者を受け入れ、養成しなければならない。一方で、児童のための塾(spare time school）は障害を持つ多くの年少スポーツ選手を養成すべきである。専任あるいは非常勤のコーチ、審判や医療従事者で構成された国際的レベルの派遣団が組織されるべきである。中国障害者によるスポーツと芸術のための訓練本部を建設し、今あるアリーナ（円形屋内競技場）やスポーツ訓練センターを基盤に、国内スポーツ訓練ネットワークを築かなければならない。今あるスポーツ訓練センターやアリーナの中には、障害者競技の需要に合わせて、彼らの必要な訓練アリーナを提供するために、改築されなければならないものもある。第6回国内障害者スポーツ大会、第3回国内特殊競技が行なわれ、障害を持つ選手が第8回FESPIC大会や第12回パラリンピックなどに参加できるよう企画されなければならない。

H. 障害者の完全参加および平等を目指す発展した進歩的社会環境の整備

進歩的な社会の実現が障害者の理解、尊重、保護そして援助につながるよう促進されるべきである。

1. ヒューマニズムを浸透させ、進歩的な社会の概念を理解してもらうため、多大な努力が必要である。ヒューマニズム、自己改善そして障害者の援助は初等・中等教育のカリキュラムに含まれなければならない。
2. 障害者を社会の一員とした援助を実行するために、障害者を援助する活動が文化的民族的文明の構造の中に含まれるべきである。文明的都市や文明的地域の称号を与える規準の中に、障害者援助における特定の必要条件が含まれるべきである。

3. 障害者のために一般市民の意見の強化を奨励するべきである。障害者雇用促進の出版協会は十分な働きかけとして、広告・文化・メディア・出版の分野は障害者に関する政府の政策を支持し、障害者のための働きの進歩と同様に障害者の現状と成功例を取り上げなければならない。地方都市や中都市において、条件が許せば、一般の新聞や雑誌が一定の紙面を障害に関する記事に割くことに加えて、テレビ局は手話ニュース番組を立ち上げたり、放送局は障害に関する特別番組を開始したりすべきである。評価を行い、進歩的で公平な活動の優良放送という称号が授与されなければならない。
4. 社会において障害者を援助する活動を広める努力がなされなければならない。障害者援助の日や国際障害者の日などの活動が企画されなければならない。障害者援助のためのボランティア活動、障害者援助における若きパイオニア、教育による障害者援助、技術による障害者援助そして法的援助などが広く発展しなければならない。

I.利用しやすさの積極的な改善

バリアフリーの環境は障害者が社会に参加するための必要条件であるだけでなく、高齢者や女性、子どもの重要なニーズでもある。第10回五カ年計画の期間中に、バリアフリーの環境が積極的に追求され、利用しやすいコミュニケーションや情報が促進されなければならない。

1. 障害者のための都市道路および建物の利用しやすさに関するデザイン規程や、その他の従うべき規準とそれに関する計画は、都市の道路や主要な建物、住宅地そして住宅を建設あるいは修理する際、良心的に実行されるべきである。計画・デザイン・建設そして監督のあらゆる部門において、障害者が利用しやすくなるために必要な規準を確実に満たすよう、誠実に責務を果たさなければならない。都市部の今ある道路、主要な公共の建物そして住宅も、障害者や高齢者のニーズを満たすべく、規程に従って修理されなければならない。小都市や町区に関しては、障害者が利用できる道路や建物は積極的に奨励され、特殊学校に関するデザイン規程は可能な限り早期に発展されるべきである。
2. 中央政府建設省は、空港や鉄道駅、波止場、埠頭、地下鉄や軽便鉄道（light railways）などの公共の交通機関を利用しやすくするための適切な部署を設置するべきである。飛行機、地下鉄、公共のバスを含むコミュニケーション手段は、特別なサービス提供とともに、より設備が整った利用しやすいものでなければならない。
3. 利用可能な情報とコミュニケーションが開発されなければならない。テレビのニュース番組や映画、ドラマなどは字幕付きでなければならない。サービス事業に従事する職員は手話を学び、基本的にはそれをマスターするべきである。視覚あるいは聴覚障害者にとって利用可能なコミュニケーション設備を調査し、生産し、普及させなければならない。
4. バリアフリー環境の重要性をより強く主張し、施設や設備は利用しやすいように、よく運営・維持しなければならない。模範的なバリアフリー都市や地区の活動が行わなければな

らない。

J.地域における障害者の仕事の増進と実用的なサービスの提供

障害者はサービスが直接提供される地域に住んでいる。国事省や他の１３の部署によって作られた障害者のための地域に根ざした仕事の増進に関する提案は良心的に実行され、リーダーシップと組織を強化する一方で、地域の発展に組み込まれていなければならない。経験は蓄えられ、地域主体のサービスの基準の向上に活かされるべきである。

1. 地方の政府は、地域開発を計画しながら、障害者の仕事を地域発展の全体的な計画の中に統合しなければならない。地域の障害者団体は、地域発展における主導的および調整的本部の同等のメンバー組織として受け入れられなければならない。地域の住民委員会は障害者協会を十分に活用すべきである。
2. 共有的・包括的な意味で障害者のニーズを満たすために、活動とサービスに適した場所が提供され、設備や機器が地域のどんなサービス施設においても利用可能でなければならない。
3. 地域の住民委員会は障害者にサービスを提供しなければならない。例えば、家族単位のリハビリテーションと訓練に焦点をおいた地域リハビリテーション、都市部における最低限の生活水準の社会保障と障害者の生活の基礎を保証する他の政策の実行の援助、地域のサービスシステムにおける障害を持つ求職者のための就職の機会の提供、日常的な不便を解消するために、診察・家事・子どもの教育など日常生活のサービスを提供するボランティアの組織、地域のレクレーション活動やスポーツに参加を促す支援や援助、地域の障害を持つ住民に対するバリアフリー環境の提供などである。
4. 地域の障害者協会は障害者と密接につながり、彼らの権利と利益を守り、彼らの意見やニーズを反映して、地域の住民委員会が障害を持つ住民に実用的なサービスを提供できるよう援助しなければならない。
5. 障害者団体は積極的に地域発展に参加し、関係する部署と密接に協力して地域レベルで障害者協会の仕事を指導する役割を担い、特定のプログラムを良心的に実行されるよう組織すべきである。６０の模範地区の立ち上げには特に注目すべきであり、その経験は蓄積され共有されなければならない。地域における障害者のための職員と地域リハビリテーションの中心的職員はよく訓練されなければならない。

K.身体障害者の権利と利益保護のための法整備の徹底

身体障害者に関する法律の枠組みをさらに整備すべきである。法施行について実態調査を徹底的に実施し、法律による確実な管理を実現すべきである。身体障害者に対する法的サービスと

援助を実施すること、法的に完全に規定が守られることが望まれる。

1. 身体障害者に対する雇用とリハビリテーションの提供、視覚障害者の路上の安全のために法が制定されるべきである。また、けがや障害の評価、保険適用のために、統一された身体障害者の基準の法定が必要である。身体障害者の法的権利や利益保護に関する対策は、法の制定もしくは改正時に、関連法案や規制においても実施すべきである。身体障害者に対する農業税の軽減や免除措置など優遇政策は、税制改革後も存続されるべきである。また、輸入補助器具に対する免税措置は存続されるべきである。身体障害者の保護措置、援助策は、省・市町村レベルにおいて実行し住民参加型の援助策が望まれる。
2. 身体障害者保護法と関連法案が徹底して施行され、実態調査が実施されるべきである。調査は、政府の身体障害者に関する委員会メンバーから組織された部門が実施すべきである。
3. 身体障害者の権利と利益保護のために、あらゆる種の法のサービスや援助措置が実施されるべきである。身体障害者は、最も優先的にまた無料もしくは減額してサービスや措置を享受すべきである。社会で自主的な寄付が増し、また同時に、政府は法的措置へのさらなる予算が割り当てられるべきである。身体障害者の法の権利と利益保護のための適切な措置が、法サービス、関連援助団体、企業、市民レベル、あらゆる地域社会において行われるべきである。
4. 身体障害者保護法の擁護が、継続して国家法制計画「National Law Publicity Plan」に含まれるべきである。身体障害者の法律を守るために、包括的な法律の擁護と教育があらゆるレベルで実施されるべきである。身体障害者へのいかなる犯罪も処罰対象となるべきである。

L. 身体障害者の組織化の徹底

身体障害者の組織化が、特に草の根レベルでより必要とされている。また身体障害者支援のため、支援スタッフの能力向上も望まれる。多様な障害をもつ人々が連携して活動し、障害者間により強い結束感が生まれるべきである。身体障害者が一体化し、教育を受け、そして奮発し、希望をもって社会参加することが望まれる。

1. 身体障害者連盟がより組織化し、さらに構造改革が様々なレベルで実施されることで、完全に組織化され、また作業効率が高まる。市町村レベルの身体障害者連盟については、組織化とその拡大、また障害に対して州議会が決議した「草の根レベルの身体障害者連盟発展強化における決議」が示す権利に関わる活動が望まれる。
2. 身体障害者連盟のメンバーは、選定された指導者から教育を受けること、また障害者連盟の指導者層は身体障害者中心で、堅実で、統一された立派な団体を目指すことが望まれる。指導者層には若年層、また優れた障害をもつ人を含むべきである。

3. 身体障害者連盟職員向けの教育プログラムをより充実させ、全職員が等しく教育を受け、個人それぞれの潜在能力を高め、障害者と共に働くことに興味を持ち、博愛主義に満ち、身体障害者に心身ともに仕える集団作りを行わなければならない。また障害をもつ職員の教育とトレーニングも徹底されるべきである。障害がある、優れた人材のデータを管理し、障害者差別のない社会作りの活動に貢献する人作りを行う。
4. 省レベルの諮問委員会は、モニタリングと指導を徹底すべきである。
5. 身体障害者間の連携が早急になされるべきである。大、中都市の地区レベル以上において、身体障害者が連携し、互いの活動を報告、共有し、互いを活気づけることが望まれる。身体障害者連盟は、あらゆるレベルにおいて身体障害者の連携活動を重視し、必要な資金や場所を提供すべきである。
6. 一般市民が、身体障害者支援のための自主的活動を行うことが望まれる。またニーズやリソースを調査し、ボランティアと身体障害者との掛け橋的存在が必要である。ボランティアが身体障害者支援において功績を示した際は、公表・表彰すべきである。身体障害者を支援するボランティアを集める仕組みが早急に望まれている。
7. 身体障害者による自己改善活動を実施し、身体障害者が、より楽観的に、進取の気性、自己改善、自立を目指し、生活を楽しめることが望まれる。障害をもちつつも、時間を有効に用い、精力的に学び、働く人には表彰時に考慮されるべきである。
8. 身体障害者の訴えや訴状を受けた場合は、良心的に対応し、彼らの権利を守り、身体障害者が利益を享受すべきである。
9. 身体障害者の認定は細心の注意をもって行い、また徹底した管理が望まれる。

M.身体障害者支援を充実させるためのサービス、施策の徹底

草の根レベルにおいてはインフラストラクチャーが不整備で、またサービス提供力が乏しく、多くのサービスは身体障害者が利用できない状況にある。これらの現状改善が強く望まれる。

1. 身体障害者が一元化したサービスを享受できるように、全都市・州が積極的に整備を進めるべきである。
2. 一元化したサービス内容は、身体障害者のニーズに応じて、身体リハビリ、言語聴覚訓練、雇用、就職相談、文化的やスポーツなどである。施設の管理は基準を満たすこと、また身体障害者にとってくつろぎやすい施設であるべきである。
3. 一元化してサービスを提供する施設は、地方政府が承認済プロジェクトを優遇して規定に応じて土地を提供するが、地方ごとに資産管理がなされるべきである。

N.西部地域における身体障害者政策の早期発展

西部地域において、政府の開発計画政策によってもたらされる発展が期待される。西部地域における障害者政策が発展する機会が望まれる。

1. 西部地域における身体障害者政策の発展は、圧力によるものではなく、現状に根付いた行動によるものである。自己依存はありとあらゆる支援者に援助を求めながら行うべきである。西部地域における身体障害者政策の発展は徹底して規則にのっとり、確実に成果を出すよう実行されなければならない。
2. 西部地域について、主要な要素を盛り込んだ全体計画を作成し、その計画は現場で身体障害者の差し迫った必要を考慮に入れて実施されなければならない。現在そして近い将来、身体障害者の生活に必要であろう分野、例えば貧困軽減、リハビリテーション、教育、雇用などにおいて充分な対策が講じられるべきである。抜本的な取り組みが10回目の5年計画期間中を通じて求められている。
3. 今後さらに支援策が実施され、より多くの予算が障害者分野に充てられなければならない。西部地域の身体障害者に対して、環境の整備と優遇策がとられるべきである。諸外国からの支援の申し出があった場合には、西部地域が優先されるべきであり、その際は雇用、予算、管理、モニターがなされるべきである。
4. 身体障害者施策は、東部―西部地域間支援に関する国家計画に組み込まれるべきである。西部地域の連盟は、より広い視野を得るため、東部地域連盟に職員を送り込むべきではあり、また東部地域の身体障害者連盟は西部地域へ職員派遣を検討すべきである。職員の派遣を通じて互いから学ぶことがあり、変革に繋がる。また地域間の協力は、西部地域にとって経済的あるいは知識の提供となるだろう。

O.身体障害者に細心のサービスを提供するための情報網の整備

身体障害者連盟事業のOA化と情報網の整備、利用者向けのデータベース化が望まれる。

1. 国の情報網整備計画と同様に、中国身体障害者連盟本部と地方連盟を結ぶ、統一された質の高いネットワークが、現行の情報拠点に対して整備されるべきである。
2. 中国身体障害者連盟が情報網を整え、広報、連携、情報やサービス提供を充実させるべきである。地方連盟はその地域の身体障害者のために情報提供拠点を設けるべきである。
3. 中国身体障害者連盟事務局の現存システムがコンピュータ化されるべきである。統計指標が確立されること、都市・州レベルや可能な限り市レベルにおいてもデータ送信や集積がコンピュータ化されることが望まれる。主要な分野のデータベース化も必要である。
4. 政府省庁レベル等と連携は、ネットワークを介したデータや情報でやりとりされることが望まれる。
5. 事務局職員は、障害をもった人と共に働くことへの高い意欲、優れた情報処理能力、身体

障害者連盟事業について充分な知識をもつことが望まれる。職員に対してコンピュータに関する充分な教育を行い、新しい技術を利用すべきである。

P. 国際的相互協力の進展

国際的に相互協力をすすめ、国内の身体障害者と国際的身体障害者事業に貢献すべきである。

1. 身体障害者事業に関する広報活動を充実し、健全な社会作りと身体障害者の権利保護に関する実績を公表すべきである。
2. 国際連合や身体障害者の国際機関、諸外国の身体障害者との相互協力することが望まれる。諸機関の実績から学び、また専門知識を享受・提供すべきである。同時に諸外国機関への援助も行うべきである。
3. 国際的団体の身体障害者事業に積極的に参加すべきである。身体障害者の権利向上のために、国連の社会・経済委員会と共にCDPFの役割を遂行することが望まれる。1993－2002年のアジア太平洋身体障害者年間について評価し、今後新しい活動を起こすべきである。

身体障害者に対する取り組みは高い理念に基づいているが、同時に困難なことも多い。依然、問題は山積している。政府は、あらゆる面における身体障害者施策を重要視し、身体障害者の地位向上のために具体的かつ効果的な施策に尽くすべきである。また、世間一般は、身体障害者に対する理解、敬意や注意を深めなければならない。身体障害者連盟は、身体障害者との連携を強め、また政府を支援し、身体障害者援助のために社会に働きかけ、身体障害者が直面する問題に取り組むべきである。そして障害をもつ人々は、政策に目を向け、改革に積極的に参加しなければならない。

母国の繁栄と障害をもつ人々の平等、社会参加そして社会貢献のために尽力しましょう。

参考資料（Ⅱ. 分担研究報告 1. 中国・韓国における福祉施策・福祉用具施策の動向）

参考資料(韓国健康保険公団に関して)

○ 健康保険の障害者補装具の類型-基準額及び耐久年限

種類	用途	基準額(ウォン)	耐久年限
杖	肢体障害及び脳性マヒの障害に対する歩行補助のための補助機器	20,000	2
松葉杖 (crutches)		15,000	2
車いす(wheel chair)		480,000	5
低視力補助めがね	視覚障害に対する視力改善や歩行補助のための補助機器	100,000	5
コンタクトレンズ		80,000	3
虫眼鏡		100,000	4
望遠鏡		100,000	4
義眼(plastic eye)		300,000	5
白い杖		14,000	0.5
補聴器(hearing aid)	聴覚障害に対する聴力改善のための補助機器	340,000	5
体外用人工喉頭	言語障害に対する音声機能改善のための補助機器	500,000	5
電動車いす	車いす支給対象に当たる者の中で、歩行が不可能で、手の機能が衰弱また全廃して、受動車いすを一人で操作できない者として，他人の助けなしに電動車いすを安全に作動することができる場合、使用	2,090,000	6
電動スクーター (Moped)	車いす支給対象にあたる者の中で上肢機能に異状があるとか，異状がいない場合にも受動車いすを完全に操作が難しい、また、不可能な者として，他人の助けなしに電動スクーターを安全に作動することができる場合、使用	1,670,000	6
整形外科用靴 (Orthopedic shoes)	足に機能障害がある者(足に変形がない者は除外)または足の長さの差がある者として整形外科用靴が必要な場合、使用	220,000	2
	18 歳以下の者として、足に機能障害がある者(足に変形のない者は除外) または足の長さの差がある者として整形外科用靴が必要な場合使用	220,000	1

○ 健康保険公団のパンフレット（一般の方用）

補装具の無料貸与サービスの対象は国民健康保険加入者及び被扶養者，医療給与者。

貸与補装具種類

品目	種類	
車いす	標準(成人用/児童用)	作業用
歩行器		
杖	四点杖	一点杖
松葉杖	木製	アルミニウム製

貸与方法：身分証明書を持って近くの貸与支社(センター)を訪問し、申し込む

貸与期間：基本 1ヶ月（延長可能）

返納方法：申請者(使用者)が貸与地社(センター)に返納

公団の8ヶ所の支社及び3ヶ所の健康保険相談センター

支社		健康保険相談センター
ソウル地域本部	九老支社	
	春川支社	
釜山地域本部	釜山鎮区支社	
大邱地域本部	大邱北区支社	
光州地域本部	麗水支社	
大田地域本部	大田西部支社	建陽大病院
京人地域本部	水原東部支社	亜洲大病院
	高陽支社	公団一山病院

○ 障害者補装具に対する保険給与の基準(第 18 条第 1 項関連)

1．一般原則

あ. 補装具は材料の材質・形態・機能及び種類を問わず、同一の補装具の種類別で耐久年限内に 1 人当り 1 回に限って保険給与をする。ただ, 同一種類の上肢または下肢の義肢または補装具を両側に装着、または、指の義肢を 2 個以上装着する場合はそれぞれを 1 回にする。 < 改正 2000. 12. 30>

い. 診療担当医による棄損及び摩耗などで、長期の使用が不適切、またはその他の理由で交換の必要性があると判断され、別紙の第 16 号の書式の補装具処方せんを発行した場合には第 2 号の規定による耐久年限内でも保険給与ができる。

う. 補装具の中でシリコーン型の下肢の義肢は切断の後に残っている身体部分(stump)が不安定でシリコーン型ソケットが必要だという診療担当医の医学的所見がある場合に限る。

え. 補装具に対する保険給与は種類別の基準額以内にする。

お. 脳性マヒの障害者に対する車いすは、歩行の不可能、または、重度の障害に限る。

2．保険給与対象の障害者の補装具の類型、基準額及び耐久年限

分類	類型	用途	区分	基準額（ウォン）	耐久年限
義手	肩義手（肩甲胸郭間切断用）(fore-quarter amputation prosthesis)	肩甲骨及び肩関節を含んだ上肢全体が喪失された場合に使用	装飾用	720,000	4
			作業用	1,400,000	4
	肩義手（普通型）(shoulder disarticulation amputation prosthesis)	肩甲骨を除く、肩関節から腕全体が喪失された場合または 肩関節から上腕骨の長さの 30% 以下を残して上肢が喪失された場合に使用	装飾用	790,000	4
			作業用	1,470,000	4
	肩義手（上腕切断短断端用）(short above-elbow amputation prosthesis)	肩関節から上腕骨の長さの 30%～50%を残して上肢が喪失された場合に使用	装飾用	570,000	4
			作業用	1,250,000	4
	上腕義手 (standard above-elbow amputation prosthesis)	肩関節から上腕骨の長さの 50%～90%を残して上肢が喪失された場合に使用	装飾用	570,000	4
			作業用	1,250,000	4
	肘義手 (elbow disarticulation amputation prosthesis)	肩関節から上腕骨の長さが 90%以上残った場合や肘関節を切断した場合に使用	装飾用	560,000	3
			作業用	1,240,000	3
	前腕義手（極短）(very short below-elbow amputation prosthesis)	肘関節から前腕の長さの 35%以下を残して上肢が喪失された場合に使用	装飾用	560,000	3
			作業用	860,000	3
	前腕義手（短）(short below-elbow amputation prosthesis)	肘から前腕の長さの 35%～55%を残して上肢が喪失された場合に使用	装飾用	450,000	3
			作業用	750,000	3

	前腕義手 (long below-elbow amputation prosthesis)	肘関節から前腕の長さが 55%以上残った場合や手関節の筋の一部を残して(手関節は喪失) 上肢が喪失された場合に使用	装飾用	450,000	3
			作業用	750,000	3
	手義手 (wrist disarticulation amputation prosthesis)	手関節面を残して 手全体が喪失された場合に使用	装飾用	450,000	3
			作業用	750,000	3
	手部義手 (cosmetic partial hand amputation prosthesis or functional partial hand amputation prosthesis)	手首または中手骨以下の一部または全部が喪失された場合に使用	装飾用	250,000	1
			作業用	590,000	2
	手部義手 (cosmetic thumb or fingers amputation prosthesis)	母指またはその手指が喪失された場合使用	装飾用	120,000	1
義足	片側骨盤切除義足 (hind-quarter amputation prosthesis)	片側骨盤及び股関節を含んだ下肢全体が喪失された場合に使用		1,740,000	4
	股義足 (hip disarticulation prosthesis)	骨盤を除いて股関節から下肢全体が喪失された場合または股関節から大腿骨の長さの 25% 以下を残して下肢が喪失された場合に使用		1,740,000	4
	大腿義足 (above knee prosthesis)	股関節から大腿骨の長さの 25%～80%を残して下肢が喪失された場合に使用	一般型	1,560,000	3
			シリコーン型	2,270,000	5
	大腿義足 (above knee end-bearing prosthesis)	股関節か大腿骨の長さの 90%以上を残して下肢が喪失された場合に使用	一般型	1,560,000	3
			シリコーン型	2,270,000	5
	膝義足 (knee disarticulation prosthesis)	膝関節を切断した場合に使用	一般型	1,490,000	3
			シリコーン型	2,010,000	5

	下腿義足 (bent-knee end-bearing prosthesis)	膝関節から下腿の長さの 15% 以下を残して下肢が喪失された場合に使用	一般型	1,290,000	3
			シリコーン型	1,810,000	3
	下腿義足(極短断端) (very short below-knee amputation prosthesis)	膝関節から下腿の長さの 15%～20%を残して下肢が喪失された場合に使用	一般型	860,000	3
			シリコーン型	1,562,000	3
	下腿義足 (conventional or patellar tendon bearing below-knee amputationprosthesis)	膝関節から下腿の長さの 20%以上を残して下肢が喪失された場合に使用	一般型	740,000	3
			シリコーン型	1,480,000	3
	サイム義足 (Syme amputation prosthesis)	足関節直上(足関節は喪失）でのサイム切断の場合に使用	一般型	530,000	2
			シリコーン型	1,040,000	3
	足部切断の義足 (foot amputation prosthesis)	足部が喪失された場合に使用	一般型	220,000	1
			シリコーン型	720,000	2
上肢装具	肩外転装具	肩関節周囲の骨折や筋肉が損傷された場合に肩関節と上腕を支えて損傷部位を保護する場合に使用		290,000	3
	肘装具	肘関節運動を制限または固定する場合あるいは肘関節と手関節を固定する場合に使用 (2 次的な関節運動の制限範囲調整が不必要な場合)		240,000	3
	肘装具 - 角度調節型	手関節節運動を制限または固定する場合あるいは肘関節と手関節を固定する場合に使用 (2 次的な関節運動の制限範囲調整が必要な場合)		260,000	3

	手関節固定装具 (short arm brace)	手関節運動を制限または固定する場合に使用		90,000	3
	指装具 (universal cuff)	指が麻痺した場合に使用		50,000	3
体幹装具	フィラデルフィアカラー (Philadelphia)	頸部の回旋，屈曲を制限する場合に使用する小型カラー式装具		70,000	3
	頸椎カラー (Thomas Soft Collar)	軽症患者に使う小型カラー式補助器		60,000	3
	頸椎装具（モールド式）	重症患者のための 胸，肩，頭部全体を覆うプラスチック製装具		380,000	3
	胸腰仙椎型硬性装具 - ナイト-テーラー式 (knight taylor type dorsal lumbar spinal brace)	胸腰椎の運動を制限または固定する場合に使用		150,000	3
	腰仙椎型硬性装具 - ウィリアムス式 (william type lumbar. sacral spinal brace)	腰仙椎の運動を制限または固定する場合に使用		190,000	3
	TLSO 式 Jacket	胸腰椎の運動を制限または固定する場合に使用するプラスチック製装具		400,000	3
	コルセット (Corset)	腰椎の運動を制限または固定する場合に使用する布製の装具		80,000	3
	pelvic band	骨盤部の運動を制限または固定する場合に使用		120,000	2
下肢装具	骨盤帯長下肢装具 (long leg brace with pelvic band)	骨盤帯を付着した長下肢装具として股関節を含んだ膝及び足関節の運動を制限または固定する場合に使用		540,000	3
	長下肢装具 - 骨盤帯無し (long leg brace without pelvic band)	骨盤帯を付着しない長下肢装具として股関節を除いた膝及び 足関節運動を制限または固定する場合に使用		410,000	3

対麻痺用長下肢装具 (bilateral long leg brace for paraplegics)	対麻痺用、股、膝及び足関節の運動を制限または固定する場合に使用		790,000	3
膝装具 - 関節運動制限付	膝関節の運動を制限または固定する場合に使用		190,000	3
膝装具 －レノックスヒル (Lenox-Hill)	膝靭帯損傷に対し回旋運動を防止する場合に使用		160,000	3
膝装具 -膝内側及び外側側副靭帯帯損傷及び前十字靭帯損傷用	膝内側及び外側側副靭帯損傷及び前十字靭帯損傷に対し回旋運動を防止する場合に使用		80,000	3
短下肢装具 (short leg brace) - ＰＴＢ式	プラスティック製、部分荷重用装具		370,000	3
プラスチック製短下肢装具 (plastic ankle foot orthosis)	プラスチック製短下肢装具		120,000	3
足関節装具 - 固定 (ankle joint stop brace)	足関節の運動を固定する場合に使用		240,000	3
足関節装具 - クレンザック式 (klenzak type ankle joint brace)	足首の関節運動、特に背屈筋力低下がある場合に使用		320,000	3
足関節装具 - 90° 固定 (90° ankle joint stop brace)	足首の関節運動、特に底屈運動を固定する場合使用		140,000	3

その他補装具	杖	肢体障害及び脳性マヒ障害に対する歩行補助のための補助機器		20,000	2
	松葉杖 (crutches)			15,000	2
	車いす(wheel chair)			480,000	5
	低視力補助めがね	視覚障害に対する視力改善や歩行補助のための補助機器		100,000	5
	コンタクトレンズ			80,000	3
	虫眼鏡			100,000	4
	望遠鏡			100,000	4
	義眼(plastic eye)			300,000	5
	白い杖			14,000	0.5
	補聴器(hearing aid)	聴覚障害に対する聴力改善のための補助機器		340,000	5
	体外用人工喉頭	言語障害に対する音声機能改善のための補助機器		500,000	5
	電動車いす	車いす支給対象者で上肢機能に障害がある場合や，障害がない場合にも普通型車いすを一人で操作することができない時，介助なしで電動車いすを安全に作動することができる場合に使用		2,090,000	6
	電動スクーター (Moped)	車いす支給対象者で上肢機能に障害がある場合や，障害がない場合にも普通型車いすを完全に操作が難しい時や不可能な時，介助なしで電動スクーターを安全に作動することができる場合に使用		1,670,000	6
	整形外科用靴 (Orthopedic shoes)	下肢に機能障害がある場合(下肢に変形がない場合は除外)また脚長差を有し、整形外科用靴が必要な場合に使用		220,000	2
		18 歳以下で下肢に機能障害がある場合(下肢に変形がない場合は除外) また脚長差を有し、整形外科用靴が必要な場合に使用		220,000	1

3. 補装具に対する公団の負担金額

あ。基準額以内の補装具を購入した場合には実購入価の 80%にあたる金額

い。基準額を超過する補装具を購入した場合には基準額の 80%にあたる金額

4. その他

あ。補装具の製作または装着などのために療養機関で行った診察、検査、処置などは法第 39 条第 2 項の規定による療養給与でみる.

い。補装具の使用に必要となる乾電池など消耗品の購入費用と修理費用に対しては公団が負担しない.<障害者補装具給与費支給現況>

平成 17 年度厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）

「障害保健福祉施策の企画・立案に資する技術情報に関する調査研究」

総括研究報告書

発行者　諏訪　基（主任研究者：国立身体障害者リハビリテーションセンター）
〒359-8555 所沢市並木４－１